

議 会 報

# ふつさ

No. 4

昭和 45 年 1 月 15 日  
 福生町議会事務局  
 ☎ 0425-51-1511(代)



伸び行く福生町

## 謹 賀 新 年

議 副 議  
 員 長 長

田 小 小 仲 岩 高 大 石 水 高 伊 加 川 大 中 末 関 松 塩 杉 中 森 中 石

村 林 堺 沢 田 波 沼 川 谷 橋 東 藤 杉 野 里 次 本 野 本 西 田 村 川

匡 暢 仁 弘 秀 繁 清 千 次 清 重 行 元 性 米 九 之 皆 虎 秀 国 信

雄 吉 七 之 博 忠 伍 治 一 春 郎 一 雄 夫 一 男 吉 部 助 雄 藏 雄 太 義

(議席順)

年頭にあたって



議 長 石 川 信 義



副 議 長 中 村 国 太

あけましておめでともございます。町民の皆様におかれましては、幸多き新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

私たち議員一同は新年を迎え心を新たに、町政発展のため最善をつくしてまいりたいと存じます。

本年は当町にとりまして、昭和十五年に町制施行以来満三十周年の記念すべき年にあたります。顧りみますと、町政施行当時は東京都とは云え人口約六千人の田舎の一寒村であった福生町も首都の周辺と云う立地条件のもとに、町民各位の努力と諸先輩の時代にそった諸施策の遂行により町も大きくその様相を変え近代化的な都市形態を整えるまでになりました。

ここにおいて、従来の町政を更に一歩前進し、住民のための町政、すなわちすべての町民が快適で便利な環境のもとに、完全でしかも健康な文化生活を営める町政が要求されるわけでこの目的達成に向かい町理事者とともに邁進したいと存じます。

また時代の要求に対処すべく昨年来運動を続けております新市制の実現促進につきまして、引き続きおし進め名実ともに躍進する近代都市の誕生を希求し、記念すべき年となりまますよう念頭し努力いたすものであります。これに伴ない必然的にそれ相当のきびしい行、財政の負担に耐えていかねばなりません。これらに対しては、日々研究を重ね前進する努力を怠れることなく、当面するであろういろいろな困難を乗り越え福生町の将来のため断続的努力をつづけてまいれる所存でございます。

私たちが町議会は、本年もそれぞれの立場において十分な論議を重ねね

民のための町づくりに取り組み皆様のご期待に応えるよう決意をいたしております。おわりに皆様のご健康とご幸福をお祈りし併せて私たち町議会に対してなご一層のご指導とご協力を切にお願い申しあげ新年のごあいさつといたします。



福 生 町 長 石 川 常 太 郎

あけましておめでとうございます。

昨年中は何かとお世話になり、おかげさまで町も順調に住みよい町づくりに向かって前進しております。これもみなさまがたの格別なるご協力と町議会のご支援の賜と深く感謝申しあげます。

今年には町制を施行して満三十年と、記念すべき年でもあります。福生町が昭和十五年に町制を施行した当時は、僅か六千人足らずの人口も現在では三万八千余人にならんとしております。都市化は都心から郊外にひろがり、これに伴う生活様式も更に高度化され行政需用も著しい増加をみせております。福生町が近代的な都市としての町づくりをするには都市的な諸施設の整備と生活環境を整えることにあります。本年の施策として、道路改修、教育施設の充実、保育園の建設、交通安全対策及び青少年対策等を推し進めたいと存じます。

また多摩河原の区画整理事業につきましても関係者のご協力により着手いたしております。福生駅東口の開発事業についても着々とその計画を進めております。

待望の福祉センターも昨年から工事を進め、六月ごろには完成の予定となり、みなさまがたにご利用できることになりました。

また、昨年からの運動を続けております新市制促進運動につきましても、町議会並びに全国関係町と共に、市制実現のために努力してまいりたいと存じます。

住民のみならず、安全で健康な生活が営めるようなお一層努力する決意であります。どうぞ今後ともご指導ご協力をお願いするとともに、みなさまがたのご健康とご多幸をお祈りし新年のごあいさつといたします。

議 会 用 語 の 解 説

議案 狭義の意味における議案は、町の意思の決定を求める条例と予算を指しますが、広義の意味では議会の意思の決定を求める案件をいいます。議案の提出権者は、長及び議員に属します。提出する場合は文書によらなければなりません。なお、条例案及び予算修正は定数の八分の一以上の賛成発議が必要であります。

休会 本会議を休止することであります。議事の都合、その他必要があるときは、議決によって休会することができま。しかし、議長が特に必要があると認めるときは、休会中でも会議を開くことができます。

また、会議に付する案件がなく、一定期間会議を開かない場合、これを自然休会といひます。

延会 予定された議事日程が終らないで、その日の会議を閉じることでありま。延会は、議長が宣告し、残った議事は会議日程により続行されるものです。

休憩 会議の途中、休息又は食事のため、会議を中断することをいいます。その始めと終りは議長の宣告によります。また動議によって休憩を求めれば、会議に諮って休憩することができま。

福生町税賦課徴収条例の一部改正など十三議案を審議

第4回定例会  
福生町児童手当条例の新設  
議会関係条例の一部を改正する

昭和四十四年第五回福生町議会定例会は、十二月十日(水)に閉会し、十二月十二日(金)閉会しました。

この定例会には、町長提出の条例新設一件、条例の一部改正六件、四十四年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算各一件、町道路線の廃止一件、東京都市町村消防団員等災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村消防団員等災害補償組合規約の変更一件、議員提出の福生町議会条例の一部改正二件、陳情二件陳情審査報告一件などが審議されました。

なお、今定例会もこれに先だつて議員三名による一般質問が行なわれそれぞれ所信を質しました。

本会議の日程

第一日目十二月十日(水)

会議録署名議員の指名にはじまり、会期を十二月十二日(金)までの三日間と決定し、一般質問が行なわれこれに対する答弁がありました。つづいて議案審議に入り、陳情審査報告を先議し採択とし、新設の福生町児童手当条例、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例など条例の一部改正六件、補正予算二件、その他二件を一括議題とし、議事日程の順序にしたがい議案ごとに担当者から提案理由の説明があり、それぞれについて質疑が行なわれ第一日は議決せず延会とし定例会最終日に持ち越しました。

第二日目十二月十二日(金)

この定例会最終日で、第一日目一括議題とした議案について引き続き審議され採択の結果いずれも原案通り可決されました。

また第二日は新たに議員提出の福生町議会委員会条例の一部を改正する条例ほか一件の議案が上程され原案の通り可決されました。このほか年末手当に関する陳情書(全日本自由労働組合福生分会)を理事者一任、駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実並びに財団法人東京都駐留軍離職対策センター育成強化に関する陳情書を委員會付託、閉会中の継続審査申し出特定事件の継続調査事項をそれぞれ決定して午前十時四十五分閉会

議案審議とその結果

議案第七十五号 福生町児童手当条例

新しい条例で提案理由は、児童福祉の一環として、福生町と東京都が一体となって児童手当制度を実現することにより、児童福祉の増進を図る必要があるためです。

この施行について、東京都は町が条例をつくって行なう児童手当支給の経費に対し金額を負担することになっていきます。したがって、町は事務費だけで済みます。また、国がこの制度の発足を相当具体的に考えているようで困えの移行もありま

が、国の基準より今回の支給額が多い場合でも都はその分を町に対して負担することになっていきます。(内容は別記します)原案可決

議案第七十六号 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

提案理由は、町税の納期前納付報奨金に係る最高限度額の制限及び地方税方の一部を改正する法律の公布施行に伴ない、改正する必要を生じたためです。

この主な内容は、納期前納付報奨金の従前の制度(日歩換算三銭三厘)は市中金利と比較して、報奨金の金利が高くその主旨にそわないものでありました、今回の福生町税賦課徴収条例の一部改正による報奨金の頭うちの該当納税者税額一期につき二十五万円以上)は、福生町では対象者がきわめて少ないものです、この制度により町財政の支出の合理化をはかることになりました。原案可決

議案第七十七号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例

議会事務局職員、主として速記担当職員の増加に伴ない改正するものです。原案可決

議案第七十八号 非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福生町特別職報酬等審議会の答申に基づき、非常勤の特別職の報酬額を改定し十一月一日から近隣市町にならないまでも福生町特別職報酬等審議会

議案第七十九号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき近隣市町にならない十一月一日から教育長の給与を改定したものです。原案可決

議案第八十号 福生町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

は、条例により議会の議員などの報酬、町長、助役収入役、教育長の給料の額について審議するため、福生町の区域内の公共的団体などの代表者、その他住民のうちから選ばれた。審議会委員十人以上(今回は九名)をもってつくられています。町長は、これらの報酬、給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、審議会の答申をうけることになっています。改正額は別表のとおりです。

議案第七十九号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき近隣市町にならない十一月一日から議員報酬額を改定したものです。原案可決

議案第八十号 福生町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき近隣市町にならない十一月一日から教育長の給与を改定したものです。原案可決

議案第八十一号 福生町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

前議案同様審議会の答申に基づき近隣市町にならない十一月一日から教育長の給与を改定したものです。原案可決

改定された報酬及び給与額

区 分	報 酬
農 業 委 員 会 々 々 長	三、七〇〇円
農 業 委 員 会 委 員	二、八〇〇円
農 業 委 員 会 委 員 長	三、七〇〇円
教 育 委 員 会 委 員 長	二、八〇〇円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	三、七〇〇円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	二、八〇〇円
福 生 土 地 区 画 整 理 審 議 会 々 々 長	三、七〇〇円
福 生 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員	二、八〇〇円
監 査 委 員	二、八〇〇円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	二、八〇〇円
選 挙 管 理 委 員 長	二、八〇〇円
投 票 開 票 管 理 者	二、八〇〇円
投 票 立 会 人	二、八〇〇円
國 民 健 康 保 險 運 営 協 議 会 委 員	二、八〇〇円
都 市 計 画 審 議 会 委 員	二、八〇〇円
首 都 圏 整 備 事 業 対 策 協 議 会 委 員	二、八〇〇円
表 彰 審 査 委 員 会 委 員	三、八〇〇円
特 別 職 報 酬 等 審 議 会 委 員	二、八〇〇円
駐 留 軍 閥 係 離 職 者 等 対 策 協 議 会 委 員	二、八〇〇円
福 生 町 防 災 会 議 委 員	二、八〇〇円
福 生 土 地 区 画 整 理 評 価 委 員	三、三〇〇円
選 挙 立 会 人	二、三〇〇円
選 挙 管 理 委 員 会 補 充 員	二、三〇〇円
選 挙 管 理 代 理 者	二、三〇〇円
投 票 開 票 管 理 者 代 理 者	二、三〇〇円
体 育 指 導 委 員 員	二、三〇〇円

区 分	報 酬
社 会 教 育 委 員 会 委 員	二、三〇〇円
開 票 立 会 人	二、三〇〇円
民 生 委 員 推 せん 会 委 員	二、三〇〇円
行 政 事 務 連 絡 員	五、五〇〇円
そ の 他 非 常 勤 特 別 職 々 々 員	日 額 三、〇〇〇円 以 内

区 分	報 酬
議 長	四、〇〇〇円
副 議 長	四、三〇〇円
議 員	三、六〇〇円
議 員 長	三、六〇〇円
議 員	三、五〇〇円

区 分	給 与
町 長	月 額 一、六、〇〇〇円
助 役	月 額 一、四、〇〇〇円
收 入 役	月 額 一、七、〇〇〇円

区 分	給 与
教 育 長	月 額 二、五、〇〇〇円

議案第八十二号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算第四号

第四号補正による総額は、十億三千三百七十二万円となりました。追加補正額二千二十五万五千円の内訳は別記のとおりです。原案可決

議案第八十三号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第三号)

第三号補正による総額は、二億五百七十五万円となりました。追加補正四十九万五千円は、才入に

おいて保留地処分金二千二百三十一万九千円、前年度繰越金一千七百八十七万一千円です。これに対して才出は、加美平地区事業費の建物及び工作物補償費四百三十五万九千円、武蔵野台地区事業費の建物及び工作物補償費三千三百三十一万一千円、多摩河原地区事業費の熊川石川酒造西側の河原にある旧し尿処理場跡取りこわし工事費、二百五十万円です。ほかに予備費三十万円です。原案可決

議案第八十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を廃するものです。

この道路は、福生町熊川八八三番地から八八四番地内延長四十メートル、巾員二・四メートル、面積九十六平方米です。原案可決

議案第八十五号 東京都町村消防防団員等災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都町村消防防団員等災害補償組合規約の変更について

東京都町村消防防団員の災害に対する補償組合に、昭和四十五年四月一日から東京都小笠原村を加入させるため、地方自治法の規定により議案提出されたものです。原案可決

議案第八十六号 福生町議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出によるこの条例の一部改正は、全員協議会において

議 会 日 誌

日 月	議 事 内 容
十月 1日	建設大臣陳情
2日	総務委員会
3日	厚生委員会
4日	新市制役員会及び総会建設委員会
6日	議会運営委員会
7日	横田基地司令官訪問
8日	高校特別委員会
9日	全国基地協議会実行委員会定例会、全員協議会
10日	新市制役員会
11日	東鉄陳情
13日	西郡議長局長合同会議
15日	立川市議会総務委員会公正副委員長来議
16日	三市六町基地協議会
17日	都市下水路組合協議会
22日	高校誘致お礼訪問
23日	全員協議会 常任委員長会
24日	横田防衛施設事務所訪問
26日	議会運営委員会
27日	東京防衛施設局出張
28日	国保運営協議会旅行
30日	福祉センター建設特別委員会
十一月 1日	第五回臨時会、全員協議会
3日	保育料改訂公聴会
6日	東京防衛施設局陳情
11日	厚生委員会、三市六町基地
13日	対策協議会役員会
16日	厚生委員会青森県三沢市行政視察(六日まで)
17日	西郡町村議会議員大会

4頁から

協議し、伸び行く福生町議会として今までの条例のうち、実情にあわない部分について一部改正をし、必要な事項については、明確にしたものです。その主なものは、初議会において議

長が委員会を招集して、委員長の互選を行なわせること、公聴会開催における手続について必要な事項を決めたこと、一般会者の入場制限または退場について、新たに規定したことなどです。 原案可決

議案第八十七号 福生町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

前議案同様議員提出のもので各小中学校の諸施設修繕及び体育

ものです。

この内容は、事務局の設置を明確にしたこと、事務局の職員について現在の町機構による職名に区分をして、これによる職員の職務を規定したものです。 原案可決

### 補正四号一千二十五万五千円の内訳(一般会計)

今回の一般会計補正予算(第四号)について内容をお知らせします。

歳入の主たるものは

○(自動車取得税)、五百万円は、自動車取得税交付金が追加交付され、主として道路整備費に充てられます。

○(国有提供施設等所在市町村助成交付金)五百五十万四千円は、通称基地交付金と云われているものです、今回は五百五十万四千円交付され合計五百五十万四千円となり、昨年の交付額三千五百六十二万四千円を一千四百八十八万円も増額されました。

○(使用料及び手数料)減額は、一千三百四万八千円です。尿手数料入頭割の四十四年度分町による徴収延期によるものです。増額三十一万七千円は、町営水泳場使用料の実績によるものです。

○(都支出金)一千九十九万九千

円は、十二月一日から発足した児童手当の東京都負担金五百四十二万四千円、市町村振興交付金四百二十万二千円これは私費解消による学校運営費、衆議院選挙費委託金百三十五万五千円などです。

(歳出)の主たるものは

○(議会費)、百九十五万八千円は、報酬改定による差額分です。

○(総務費)、二百九十二万三千円は、給与改定による差額分、衆議院議員選挙の関係経費、昭和四十五年国勢調査調査区設定事務経費などです。

○(民生費)五百四十二万四千円は、歳入の東京都負担金と同額です、これにより町の対象児童に対して手当が支給されます。

○(土木費)七百三十五万四千円は、町内の一般街道の舗装、排水工事などの五百万円、学児の通学路安全確保のため、五日市街道から第三小学校までのガードレ

一般会計補正予算(第4号)歳出内訳

款	補正前の額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1. 議会費	19,564	1,958	21,522
2. 総務費	121,298	2,923	124,221
3. 民生費	162,814	5,424	168,238
4. 衛生費	94,702	△12,809	81,893
5. 土木費	238,056	7,350	245,406
6. 消防費	33,861	500	34,361
7. 教育費	252,877	4,909	257,786
8. 補正しない款	100,293	—	100,293
計	1,023,465	10,255	1,033,720

○(教育費)四百九十九万九千円は、

館施設暗幕工事費、第一小学校プールの更衣室として、商協事務所を曳家工事により利用する計画であります。また、都合により中止し、新たに更衣室を新築する工事費などです。また中学校費としては、二中の体育館暗幕取付工事及び管理用備品購入代、二中特別教室排水管改良工事費などです。

24日	23日	18日	12日	10日	8日	5日	4日	2日	1日	十二月	26日	25日	24日	20日	19日	18日	17日	14日	13日	12日	11日	9日	8日	7日
西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会	西多摩衛生組合議会議長合同協議会



4頁から



第四回定例会における一般質問は、三名の議員により行なわれ、要旨はつぎのとおりです。

**熊川駅周辺の町道整備につ**

**質問** 熊川駅周辺は理事者の努力により難問題が解決したが、今後の整備案を町長から説明された町長、地元議員さんを初め議員各位のご努力により用地その他の折衝が進み年内に道路が完成することになっていく。その後の整備計画は下河原の開発につきどうしても下から上がる道路一本がほしいということ、折衝している。それが終わってから駅前広場など考えていく。

**日光橋附近の町道整備につ**

**質問** 日光橋前の国道が踏切閉鎖され、非常用に陸橋のところ階段をつけたが、あの道路が町道か国道か。またもう一本の町道は陸橋を通らずに利用されているが雨が降ると水が溜り通りにくいがその点どうなっているか。

**土木兼都市計画課長** 日光橋附近については、道路関係が複雑化して西武、国、町、都といろくんでおり手続を現在進めている。その後西武と交換できる階段になる、また西武に通ずる道路は排水が全然とれず、拜島駅の踏切り排水溝があるが、これも国鉄との話しあいをしており了解が大体とれた段階で、年度内には解決できる見通しにある。

**補助道九号線の整備につ**

**質問** 補助道九号線(通称桜かぶ道路) 福生から羽村に通ずるあの道路は、現在ラックダの背のようになっているバスも通り周囲の問題もあるので一応ブルトーザーでもかけてもらいたい。

**土木兼都市計画課長** あの道路は現在警察の横の道路が工事中であり自動車の迂回路の関係で待っていただけ業者も決定しており年度内にはすっきりした道路になる。

**基地をひかえた町としての環境整備は**

**質問** ベトナム戦争がおだやかになり飛行機の騒音も少なくなると思っていたが、逆に弾薬が一方的に持ち込まれ爆音が非常に激しい、基地をかかえた住民の代表である福生町長として、横田基地に行き少なくとも、日本国民が正月を迎えるというときぐらいは、飛行停止をしてほしい、ぐらいのことは云ってもいいと思うか。

**町長** まことに同感だ、大変音がひどくなっていると思う。たまたま基地に参りまして厳重にその点は要請している、非常に困っていることは輸送機については横田基地司令官の取り締り権限がないということ、不思議に思っている。この点については防衛施設庁に申し入れてあるがまだはっきりした答弁がない。正月の朝の爆音ですがさつそくにも参りまして強く要請する。

**西多摩衛生組合の負担金につ**

**一 般 質 問**

**質問** 西多摩衛生組合について、当町の建設計画では流末処理が福生町に流れるのに反対であったため蒸発加熱処理方式で建設されたと聞いている。この業務が開始されて以来福生町がその負担金で財政面に大きな犠牲を払って来たが、昨年から青梅市を加え一市三町で新しい高速酸化処理方式が建設されたことは喜ばしいことだ。これらの観点から西多摩衛生組合の副管理者である町長につぎの点について質問する。

一、西多摩衛生組合の新しい尿処理方式による負担金割合をどのように考えているか

二、今度の処理方式によって工業用水とともに尿の流末処理が福生町に流されるがこの公害があるかないか、またその補償等を要求する考えがあるかどうか

**町長** 新処理方式ができて何回となく会合を開いたが負担金が決まらないことについて副管理者として申し訳ないと思っており、近々会合をすることになっており今度こそと意気込んでいるが処理量もふえ、拡張につぐ拡張で全体的の予算はあまり減少しないかも知れないが、尿処理費については、従来の三分の一ぐらいの金額であるよう決めたかと思っており。他の例をみても実績割が多いようだが人口割でもあまり差はないと思う、一市三町が公平に負担するよう方法に是非したい。

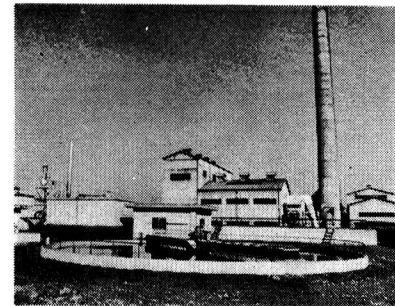
二点の工事用水ですが、ただ今このところ分析結果では規格にあっており多摩川に流してもよい基準になっている。ただ色が悪い、臭いというところだが、臭の点については近いうちにはけ口に全部蓋をするものと思う。将来において、臭いひどいとか公害がある場合には、もちろん補償すべきだと思う。

**米軍に対する町の要望範囲と態度について**

**質問** 国際情勢の好転を感じる中で、立川基地飛行停止の大英断がなされ、そのしわ寄せが横田基地に大きくのしかかり以前に増して公害に悩まされ続けている、これらの中で、町に居住する米軍関係の家族が二十四年間も住んでおり、町の負担を増大している。これに対して町税にかわる町運営費を取りたてるべく理事者の考えがあるか、今後この検討をされるか

また視察により米軍の苦悩に対し、自衛隊の恩典を痛感した、弾薬庫の移送、砂川方面のゲートの新設など将来に防衛庁関係の窓口を一本にした行政の担当職員を置く考えがあるか

**町長** 町民税に変わる何か取れないかであるが、なかなかむずかしい安全保障条約の第十三条に日本の租税を納付する義務を負わない条文がある。地方税法でも特例で第三条に地方税を課してはならない規定がある今のところ取れない見解のようである。何かほかの方法があるかどうか今後研究してみる。専門職



稼動を初めた新処理場

員の問題については、折衝がそれぞれ専門分野にわたるのが多く、専門の知識が必要でどうしても各課に分担することになる。

**民生安定策として政府防衛庁、都に何を望むか**

**質問** 基地公害に対処していくため整備をみない諸施設、特に福祉施設を全面的に防衛予算ならびに政府の援助を願う全力をあげ、その完成に向かっていく計画をもっているか。また、基地交付金増額についても、諸施設を縮小し横田に結集された以上少額の交付金にあまえることなく前向きな姿勢で一層獲得のために精根を傾けられたい。

**町長** 公害の代償として防衛庁にもっと大きく要求するというのもあるが四十五年度ワッツケ街道の全部完成(個々の名称省略)など申し入れてある。尿処理施設など防衛庁より補助率のよいものについては、国、又は都にお願います。

る。  
基地交付金については、全国の  
議長会、市町村長、防衛施設周辺

### 待望の福祉センター新築工事ほか

### 三工事契約に同意

### ▽第5回臨時会△

昭和四十四年第五回臨時会は、  
十月二十八日(火)に招集(会期  
一日)されました。

この臨時会では、昭和四十四年  
度の四つの大きな工事の契約同意  
議案が審議されました。このうち  
第四小学校屋内運動場新築工事の  
ほか、いづれも補助工事のため  
早期に契約ができず、このたび補  
助決定により諸手続を終えまして  
議案に提出されました。

#### 議案審議とその結果

議案第七十一号 契約締結につい  
て(福生町立福生第四小学校屋  
内運動場新築工事)

この契約締結は、条例の規定  
により議会の議決事件(町にお  
いては、工事請負金額一千万円  
以上のものである)として同意  
を求められたものです。原案  
同意

- 一、名 称 福生町立福  
生第四小学校屋内運動場新  
築工事
- 二、規模、構造 鉄骨造、鉄  
板葺、平屋建、六八一平方  
米

整備などの協議会により活発に運  
動している。本年の福生町は率が  
よく五十万四千円の決定をみ

た。今後は施設、基地交付金とも  
他の施設の移設分を上積みされる  
よう強く交渉する。

三、契約の方法 随意契約  
四、契約金額 金貳千壹百五  
拾万円也

五、工 期 昭和四十四  
年十月二十九日より昭和四  
十五年三月二十日まで

六、契約相手方 東京都中央  
区銀座六―二―一〇  
株式会社 巴組鉄工所  
取締役社長 野沢 享  
なお、この体育館は、第一、  
第二、第三小学校と同型の鉄骨  
造りです。

議案第七十二号 契約締結につい  
て(福生町福祉センター新築工事)

前議案同様に契約同意を求め  
られたものです。この工事につ  
いては地下一階より地上三階ま  
では三月三十一日までの、昭和  
四十四年度内の工事となってい  
ますが三階の部分については、  
債務負担行為により昭和四十五  
年四月以降の工事となっています。

- 一、名 称 福生町福祉  
センター新築工事
- 二、規模、構造 鉄筋コンク  
リート造り、地下一階、地  
上三階、総面積一、九五三  
〇八八平方メートル
- 三、契約の方法 指名競争入  
札
- 四、契約金額 金壹億零千七  
百九拾五万円也
- 五、工 期 昭和四十四  
年十月二十九日から昭和四  
十五年六月三十日まで、た  
だし、地下一階より地上二  
階までは、昭和四十五年三  
月三十一日まで
- 六、契約の相手方 東京都西  
多摩郡福生町志茂一六一番  
地 田村建設工業株式会社  
代表取締役 田村誠一

議案第七十三号 契約締結につい  
て(福生都市計画街路二、二三  
号線築造工事)

前議案同様契約同意を求めら  
れたものです。通称柳通りで、  
この契約において都の補助決定  
がおくれるため車道舗装面積の  
うち表層については今回の契約  
からはずれています。原案同意

指名業者六社による入札の結  
果、その工事内容は

- 一、名 称 福生都市計  
画街路二二三号線築造工事
- 二、規模、構造 延長四二〇  
米巾員一六米、車道舗装面  
積四、五一〇平方米(表層  
を除く)
- 三、歩道舗装面積一、七八三平  
方米、管渠工延長三八五、  
六米
- 四、契約の方法 指名競争入  
札
- 五、工 期 昭和四十四  
年十月二十九日より昭和四  
十五年三月三十一日まで
- 六、契約の相手方 東京都新  
宿区荒木町五番地  
株式会社 浅沼組東京支  
店 常務取締役支店長  
中島 弘

議案第七十四号 契約締結につい  
て(横田飛行場周辺排水路新  
設工事その六)

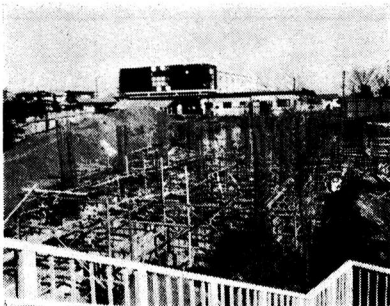
前議案同様契約同意を求め  
られたものです。この場所  
は、幸楽園下の基地排水放水  
口から下流の前回工事の終点  
までです。  
原案同意

- 一、名 称 横田飛行  
場周辺排水路新設工事  
(その六)
- 二、規模、構造 コンクリ  
ート柵築工、延長七七五・

〇米、コンクリート橋梁工  
三橋、コンクリート落差工  
六・〇米

- 三、契約の方法 指名競争入  
札
- 四、契約金額 金貳千七百  
拾万円也
- 五、工 期 昭和四十四  
年十月二十九日から昭和四  
十五年三月三十一日まで
- 六、契約の相手方 東京都新  
宿区荒木町五番地  
株式会社 浅沼組東京支  
店 常務取締役支店長  
中島 弘

なお、町では入札について  
は、通常指名競争入札とし、指  
名業者の選定を厳正、公平に優  
良業者を選定するため、各工事  
ごとに指名業者選定委員会(委  
員長は助役、委員はそれぞれの  
担当課長をもって組織)を開き、  
業者を選定しています。



完成をいそがれる福祉センター

第五回定例会における請願と陳情についてお知らせいたします。

採択されたもの

陳情第六号 し尿汲取手数料値上げ並びに浄北槽清掃のため生ずる汚泥の終末処理場の設置に関する陳情書

この陳情書については、厚生委員会に付託され三回にわたる審議のほか行政視察をし慎重審議の結果、つぎの意見をつけて採択として町の方に送付しました。

一、し尿汲取手数料値上げの件

については、物価の上昇等もあるので住民の負担を避け財政の許す範囲内において善処されるよう考慮されたい。

二、浄化槽清掃のため生ずる汚泥の終末処理場の設置方の件

については、環境衛生の面からも了とされるので善処されよう考慮されたい  
提出者 東村山市秋山町二一六九八  
三多摩清掃事業協同組合、理事 長吉川 潔氏  
秋多町草花七〇八 三多摩清掃事業協同組合西多摩支部 支部長 小山 利一氏  
福生町福生一〇三四 福生清掃社代表 瀬古 周吉氏  
秋多町草花二八三一 島田産

業有株式会社

社長 島田金十郎氏

陳情第九号 年末手当に関する陳情書

理事者一任  
提出者 全日本自由労働組合 東京支部福生分会 秋多町原小宮三四二  
委員長 青木 ふくよ氏

継続審査となったもの

陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

提出者 立川市砂川町三二六三 土屋 芳一氏ほか十三名

新しく委員会付託となったもの

陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実ならびに財団法人東京駐留軍離職対策センター育成強化に関する陳情書  
提出者 昭島市東町一の一五の二三 全駐労働東京地区本部 執行委員長 鹿野 迪殊氏

(おわび)

第四号で固定資産評価審査委員の選任の議案につきまして、前任者田村富十郎氏とお知らせしましたが笹本金右エ門氏の誤りです。おわびして訂正いたします。



可決された児童手当制度とは

○手当を受けられる人

町内に住んでいる方で、つぎの児童を扶養している方に支給されます。

一、義務教育終了前の児童を三人以上扶養している家族の三人目からの児童については――一般児童手当

二、二十才未満の心身障害児については――障害手当  
障害児手当は、つぎの状態を指します。

① 精神薄弱児で「愛の手帳」の一、二、三級のもの

② 身体障害児で「身体障害者手帳」の一、二級のもの

③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のもの

三、義務教育終了前で父又は母のどちらかがいないか廃疾の場合――遺児手当

(廃疾)とは、事故や病氣などによる傷病の程度によって、つぎのような状態にあるときを指します。

① 一般的な労働能力に欠けること  
② 常時、だれかの介護又は監視を必要とすること。  
③ 国民年金、厚生年金の障害等級の一級又は労災保険、自動車損害賠償保険の一、二級程度が該当します。

この三つの手当は、年金、手当、公的給付を受けていても支給されます。

○手当の額

一、一般児童手当、児童一人につき月額三千円

二、障害児手当――児童一人につき月額五千円

三、遺児手当 児童一人につき月額二千円

一般児童手当に該当する児童が障害児、遺児であるときは、一般児童手当にそれぞれ二千円を加算されます。

また、障害児手当に該当する児童が遺児であるときは七千円支給されます。

○支給の停止

一、保護者の町民税の所得割額が年一万五千円以上(とも働らきをしているときなどは、その合算額が一万五千円以上)課せられているときは、その年度中は支給を停止されます。

二、支給対象児童が福祉施設などに収容保護されているときは、その期間中は支給を停止されます。

○支払の方法

毎年七月(三、四、五、六月分) 十一月(七、八、九、十月分) 三月(十一、十二、一、二月分)の三期に分けて支払われます。

議 会 を 傍 聴  
し ま し ょ う

第 1 回 定 例 会 は  
3 月 に 開 か れ ま す

この定例会は45年度の福生町の予算を決める重要な議会です。

編 集 後 記

あけましておめでとうございます  
「議会報ぶつさ」第四号をお届けします。本号は第四回定例会を中心にお知らせしました。この第四号により一ヶ月間の議会活動についてひと通りお知らせし、満一寸を迎えようとしています。  
今後皆様と議会のパイプ役として、より一層充実したものにしたいと思っておりますのでご愛読くださるようお願いいたします。皆様のご意見をお待ちいたしております。